

**\*\* 諸チャージについて \*\*****【 EU 向け貨物 】**

**事前情報送信手数料**     **ダイレクト AWB は不要です。**

適用料金     :   1House AWB につき   **JPY 540-**

略称コード     :   **CG**

記載箇所     :   『Total other Charge Due Carrier』 欄

支払方法     :   元払い(PP)、着払い(CC) 共に必要

**【 スイス向け貨物 】**

**事前情報送信手数料**     **ダイレクト AWB は不要です。**

適用料金     :   1House AWB につき   **JPY 270-**

略称コード     :   **CG**

記載箇所     :   『Total other Charge Due Carrier』 欄

支払方法     :   元払い(PP)、着払い(CC) 共に必要

**【 ノルウェー向け貨物 】**

**事前情報送信手数料**     **ダイレクト AWB は不要です。**

適用料金     :   1House AWB につき   **JPY 880-**

略称コード     :   **CG**

記載箇所     :   『Total other Charge Due Carrier』 欄

支払方法     :   元払い(PP)、着払い(CC) 共に必要

**【 インドネシア向け貨物 】**

**マニフェストチャージ (Manifest Charge)**

適用料金     :   1AWB につき   **USD5.00-**

換算レート     :   AWB 発行時に有効な TACT RULE BOOK をご参照下さい。

略称コード     :   **CG**

記載箇所     :   『Total other Charge Due Carrier』 欄

支払方法     :   元払い(PP)、着払い(CC) 共に必要

**【 カトマンズ向け貨物 】**

**付加価値税 (VAT Charge) / ターミナルチャージ (Terminal Charge)**

- 適用料金 : VAT Charge、Terminal Charge 共に、それぞれ C/Wt 1kg につき **USD0.01-**  
但し、C/Wt が 100kg 未満の場合は、VAT Charge、Terminal Charge 共に、  
それぞれ **Minimum USD1.00-** に引き上げ、徴収致します。
- 換算レート : AWB 発行時に有効な TACT RULE BOOK をご参照下さい。
- 略称コード : **VAT / TC**                      例) **VAT JPY xxx / TC JPY xxx**
- 記載箇所 : 『Total other Charge Due Carrier』欄
- 支払方法 : 元払い(PP)

**【 ドライアイスの補充 RE-ICE 】** ※事前予約が必要(お問い合わせください。)

- 基本料金 **JPY4,200-** (34kg まで)
- 適用料金 : 1kg につき **JPY130-** (34kg 以上 1kg につき)
- 略称コード : **RE-ICE** (Handling Information 欄に”RE-ICE \*\* kg at BKK”等記載)
- 記載箇所 : 『Total other Charge Due Carrier』欄
- 支払方法 : 元払い(PP)、着払い(CC) 共に必要

**【 危険品受託手数料 RA 】**

- 適用料金 : 1 個につき **JPY2,000-** (Min. JPY10,000- / Max. JPY30,000-)  
(注) 変更後の『Total other Charges Due Agent』は JPY4,000-となります。  
(注) 変更後の『Total other Charges Due Carrier』は Min.JPY6,000-、Max.JPY26,000-となります。
- 略称コード : **RA**
- 記載箇所 : 『Total other Charge Due Carrier』欄
- 支払方法 : 元払い(PP)、着払い(CC) 共に必要

**【 事務処理手数料 】**

- 適用料金 : 1 件につき **JPY2,000-**  
(注) HAWB の訂正等に伴う CCA を必要とする AWB の訂正については、2 件としてのお取り扱いとなります。
- 適用内容及び略称コード : **DH** : CCA を必要とする AWB 訂正<sup>①</sup>  
**DI** : HAWB 訂正<sup>②</sup>  
**DC** : 各証明書の発行<sup>③</sup>  
**MZ** : その他追加的サービス<sup>④</sup>
- 記載箇所 : CCA 上の『Total other Charge Due Carrier』欄に元払い(PP)として記載
- 支払方法 : CASS を介し徴収

※事務処理手数料について

- ① CCA で申請されましても貨物引取後等の理由で受理されない場合がございます。その場合、手数料は返金致します。  
また代理店様にてドキュメントを差し替えられない、貨物搭載後の「AS 取り」CCA 申請も一切お受け出来ません。
- ② 訂正申請後、到着時において Delivery Order 発行済みの貨物等、現地において訂正ができない場合がございます。  
その場合、手数料は返金致しかねます。
- ③ 各証明書とは「不寄港証明書・船籍証明書・運賃証明書・搭載証明書」等を指します。 ※経過報告書などは除きます。  
発行後のキャンセルにつきましては、返金致しかねます。
- ④ 「その他追加的サービス」に関して
  - 搭載貨物の ULD 番号照会、ハウス番号毎の ULD 番号の照会等に付随して、POD 照会、書面化等の作業を伴うものは有償となります。
  - 搭載貨物の一次的 POD の照会、スケジュールマスターの搭載確認は従来通りの対応といたします。
  - 特定荷主に対する恒常的搭載情報の提供等は有償となります。
  - その他、有償の「追加的サービス」と判断される場合は都度ご案内いたします。

※換算レートは年 3 回 (2 月・6 月・10 月) IATA 発行 TACT の見直しにより改定されますので、都度ご確認下さい。

※小数点以下は四捨五入となります。